# 21世紀の国際課税制度の視点
## (変貌するタックスヘイブン税制）

令和3年3月29日（月）

東京財団政策研究所
研究者　税理士　岡直樹
oka@tkfd.or.jp

# 近年の国際課税における主要テーマ

1. 多国籍企業の無形資産所得課税

2. 行き過ぎた競争の抑制（BEPS・税引下げ競争）

3. 簡素化・予測/持続可能性・紛争解決/回避

※「超過利潤が世界のどこでも課税されない世界」から　⇒「どこかで1回は課税される世界」への転換

# 多国籍企業の法人税を巡る指摘の例

- 法人税は瀕死の状態にあり小手先の対応では不十分。その理由は多国籍企業による会計操作にある。21世紀の法人税はグローバルな連結利益の定式配分によるべき。
経済学者：ガブリエル・ズックマン (2015)

- そもそも多国籍企業が存在する理由は、無形資産は市場を通じた評価が困難であるから。　伊藤公哉（2015）

- 市場における類似取引の捜索をやめれば、ALPメソッドと呼ぶことに意味はない。類似取引なかりせば、何人も非関連者がどのようにふるまったか知ることはできない。
租税法学者：アビ・ヨナ(2004)

# 1. 多国籍企業の無形資産所得課税のための策

- ALP（移転価格税制）の精緻化？
  - 残余利益分割法、「DEMPE」(2017年移転価格ガイドライン改訂)
- 連結ベースの課税・高利益率所得に焦点をあてた課税（フォーミュラーの利用）
  - IIR（OECD/G20/IF）、GILTI（米国）、Amount A

# 2. 行き過ぎた競争の抑制（BEPS)

- 「グローバルミニマム税」という発想
  - IIR　(Income Inclusion Rule) 日本語名「所得合算ルール」というより、高収益所得”連結ルール”“カーブインルール”というイメージ
  - UTPR (Undertaxed Payment Rule)　軽課税支払ルール

# 3. 簡素化・紛争解決

- ターゲットの絞り込み
  - 高利益率の所得（高いマークアップ率）
  - 大きな売上規模・デミニマスルール
- フォーミュラの利用（新たな手法）
  - 新しいNEXUS (課税根拠）ー “紐づけ“(物理的PE・AOA）によらない方法
  - DST(デジタルサービス税）
  - フォーミュラに基づくカーブアウト
    - CFC所得カーブアウトに高利益率分析を導入する提案 OECD Action 3 最終報告書（2015)パラ87～94）
    - IIRにおける「Formulaic substance-based carve-out」IF第二の柱ブループリント(2000）4.3（91頁）

# 多国籍企業課税関連諸制度（模式図）

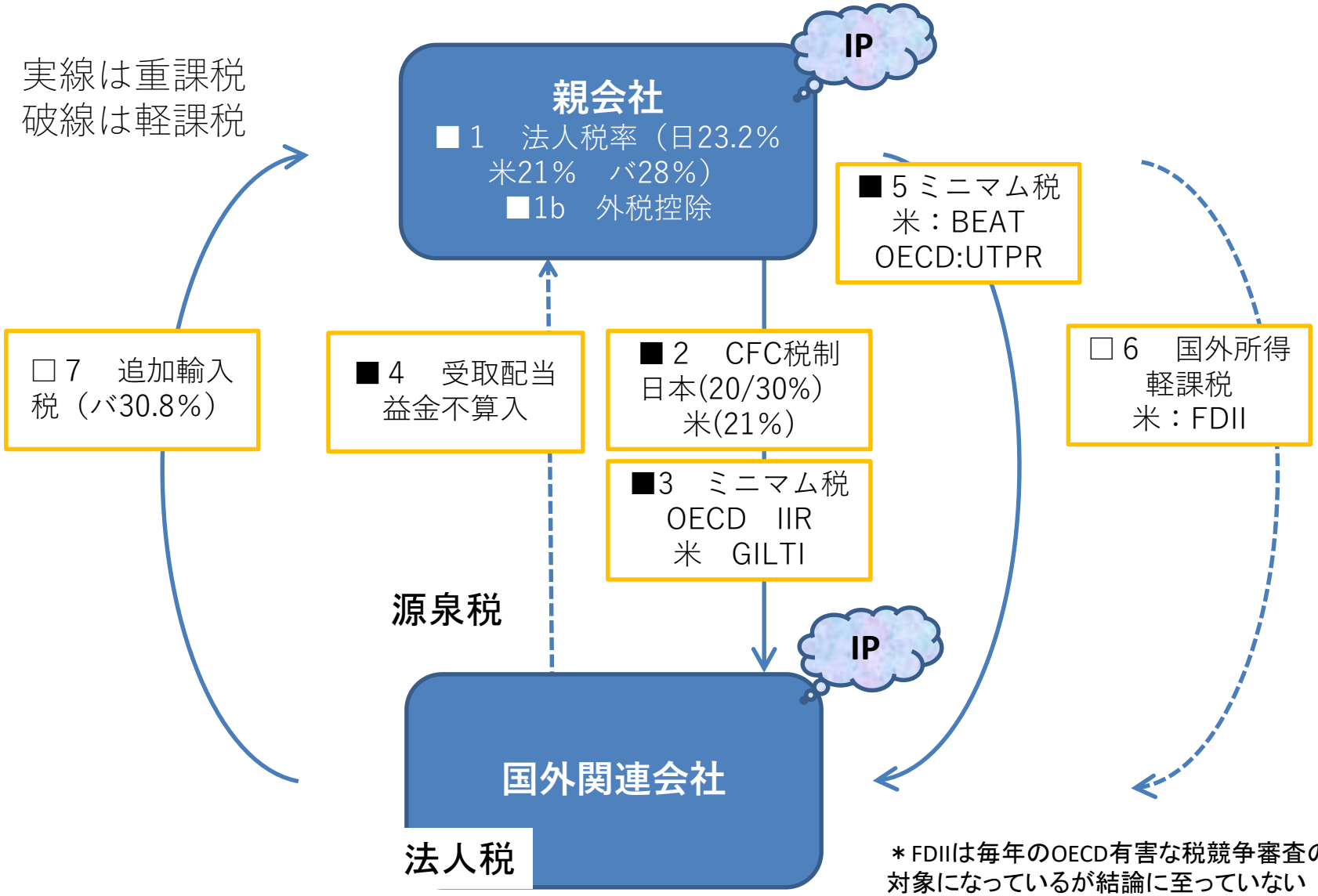


＊FDIIは毎年のOECD有害な税競争審査の対象になっているが結論に至っていない

# 多国籍企業所得課税の骨格（米TCJA）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>通常利益率部分<br>（ルーティン所得）</th><th>高利益率部分<br>（10％超）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">内国法人</td><td>国内市場所得</td><td colspan="2" rowspan="2">21％<br>TCJA 35⇒21％<br>バ:21⇒28％(輸入30.8%)</td><td>21%</td></tr>
<tr><td>国外市場所得</td><td>FDII 13.125%*3</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国法人</td><td>Subpart F<br>21%*1<br>トリガー　21％</td><td>GILTI（通常利益部分）<br>0%*2</td><td>GILTI　10.5%<br>バ：10.5％⇒21％<br>トリガー13.125％</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国税額控除</td><td>100％控除<br>繰越10年</td><td>NA</td><td>80％控除<br>繰越不可</td></tr>
</table>

*1　Subpart FとGILTIの関係：サブパートF所得は21%で課税され、GILTIトリガー税率より高い課税を受けているのでGILTI対象所得から除外される。
*2　受取配当益金不算入。過去の国外留保分に対して1回限り課税。現金性資産15.5%、その他の資産８％
*3　GILTI トリガー税率の計算：13.125％=21％（法人税率）×50％（控除率）×0.8（外税控除の上限）
（出所）各種資料より筆者作成。Torsten Fensby 「The DEII Regime – OECD Headache or Opportunity?」（TNI2018）

# CFC税制とミニマム税（IIR)の関係

| | CFC税制 | ミニマム税（IIR) |
|---|---|---|
| 制度例 | TH税制(日),Subpart F(米) | IIR(OECD),GILTI(米) |
| 趣旨 | タックスヘイブンを利用した租税回避への対応 | 過度な競争の抑制（BEPS) |
| 特徴 | 適正所得算出（何を適正所得とみるかは変遷もあり） | 高利益率所得に標的 |
| 課税手法 | 租税回避否認個別規定 | 一定の合理的な算定式 |
| トリガー税率判定 | 国別による | グローバル（GILTI）、国・地域別（IIR)。（前者でなぜだめなのか |
| 歳入貢献 | 歳入を目的としない | それなりの規模の歳入(米) |
| 課題 | 複雑化＊ | 合理的な算定式（フォーミュラ）の作成 |

＊簡素化を目指した2017年税制改正はきめ細かい対応（精緻化？）をしているが（経済活動基準など）、それでも不満は残る。所在地国基準などについての評価はどうか。

# 仮に日本版IIRを構想する際の留意点（一例）

- 制度の必要性　IIRはミニマム税。CFC税制は租税回避否認規定として両立。（日本からの利益移転の規模：居住地国>源泉地国）

  ※IIRの対象になるが、CFCの対象にはならない例が多くあるはず。
- トリガー税率計算　①水準の設定、②税率計算方式が関係：IIRは適正所得計算のためではなく、ミニマム税であり、過大な競争の抑制という趣旨であるはず。計算が複雑になる国別である必要はなくグローバルブレンディングで良いのではないか。グローバルに展開する企業にとって必要な“まっとう”なプランニング余地を残すことができまいか。
- カーブアウト　“紐づけ“をやめ、フォーミュラーを用いて高いマークアップ収益のみをターゲットにすることで（工場、統括会社等実質を伴う投資であっても）収益性の低いものの国外移転は事実上許容される一方、収益性が高いもの（超過利益）に限定して日本での課税に取り込める。IPの国内回帰も期待できまいか。
- 国際制度全体を見渡した構想　他の制度との関係（CFC、FDII、外国税額控除）。政策パッケージとしての視点（オンショア税制など）。

# 参考

# （参考）タックスヘイブンへの利益移転

**タックスヘイブンへの「利益移転」の分解（推計）**
**単位　百万ドル(2015)**

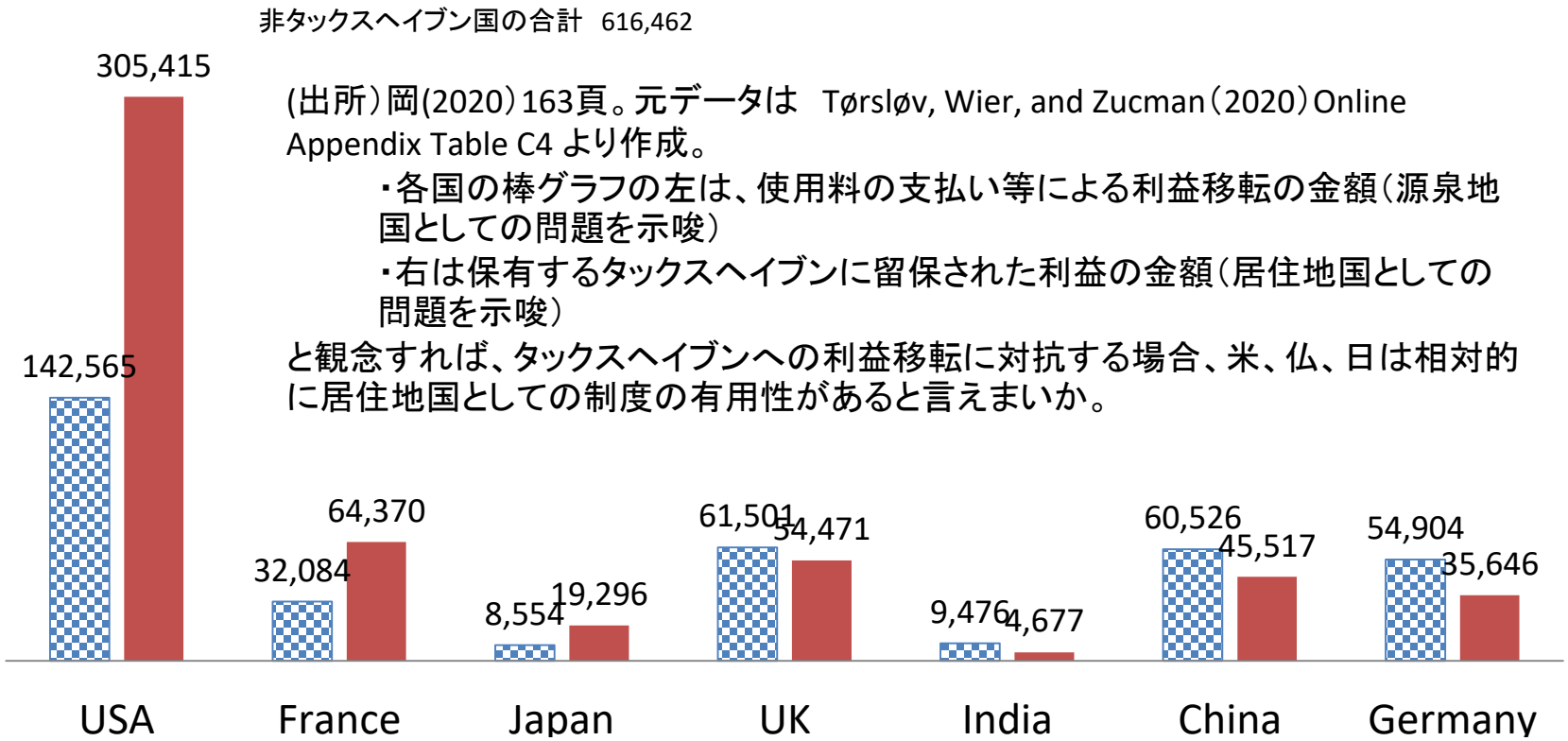


(出所）岡(2020）163頁。元データは　Tørsløv, Wier, and Zucman（2020）Online Appendix Table C4 より作成。

・各国の棒グラフの左は、使用料の支払い等による利益移転の金額（源泉地国としての問題を示唆）

・右は保有するタックスヘイブンに留保された利益の金額（居住地国としての問題を示唆）

と観念すれば、タックスヘイブンへの利益移転に対抗する場合、米、仏、日は相対的に居住地国としての制度の有用性があると言えまいか。

# （参考）各種国際課税措置の規模感(米国の経験)

| | 項目 | 増減収10年間（百万ドル） | 兆円 |
|---|---|---|---|
| バイデン | 法人税率(増税)　21⇒28% | 1,341,300 | 137 |
| TCJA | 外国子会社留保資産1回限り課税 | 338,812 | 36 |
| TCJA | BEAT | 149,568 | 16 |
| TCJA | GILTI | 112,413 | 12 |
| TCJA | FDII | -63,672 | -7 |
| TCJA | 受取配当益金不算入 | -223,623 | -23 |
| TCJA | 法人税率(減税)　35⇒21% | -1,348,529 | -142 |

(出所）データは、TCJAについては、Joint Committee on Taxation(2018)「Estimated budget effects of tax legislation enacted in public law 115-97」（2018)(2018-2027年の増減収についてのもの）、バイデン提案については　Moody's Analysis「The Macroeconomic consequences: Trump vs. Biden」(2020) による。
なお、米国法人税収（連邦）の規模は、2016年3,119億ドル(33兆円）、2017年2,515億ドル(26兆円）、2018年1,474億ドル（15兆円）だった。いずれもOECD歳入統計による。
※1USD=105円で換算

# （参考）“Onshoring” オンショア促進税制概念整理

**オフショア投資重課税、オンショア投資軽課税＋税制上の優遇（租特）のパッケージにより、国内での投資・雇用（なかんづく製造業）に結びつけることを狙っている。**

| 政策目的<br>手段 | 具体例 | |
|---|---|---|
| | 米国 | 日本 |
| オンショア投資・利益還流促進（軽課税） | • FDII (TCJA)(13.125%) | （参考）サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（2020補正） |
| | • 租特：10％投資税額控除・即時償却(バ) | |
| | • 外国子会社配当益金不算入（TCJA） 100％ | • 外国子会社配当益金不算入(2009) 95% |
| 法人税率 | • 35⇒21％（TCJA）<br>• 21⇒28％（バ） | • 23.2％ |
| オフショア投資重課 | • GILTIミニマム税(TCJA)(10.5％) | |
| | • 米国多国籍企業の輸入に対する追加税（税額の10％）バ) | |
| 外国子会社留保金課税(適用される課税の水準) | • Subpart F(21％) | • CFC税制(20・30％) |

（出所）https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3555
https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3597

# （参考）超過利益率部分判定フォーミュラの例

CFCカーブアウトにおける「超過利益判定アプローチ」Excess profits analysis

■Excess profits analysis　　BEPS報告書（2015）

各国制度に例はみられないが、低課税国で稼得された利益のうち「通常利益」（normal return)を超える部分をCFC対象所得とするものとしている

通常利益の金額　＝　利益率　×　適格持分(Eligible equity)の額

- 利益率はリスク投資の利益率による。リスク投資の収益率について、経済分析の経験からは（産業・レバレッジ・国でも異なるが）8～10％程であることが示されている。（産業よりビジネスモデルが重要との指摘もある。J&J社）
- 適格持分　軽課税国での実際の活動に関係する資産(知的財産を含む）のみが対象となる

■Formulaic Substance-based carve-out　ピラー２ブループリント（2020）

- 給与部分（適格従業員の賃金の金額×一定率）及び資産部分（工場設備、土地、天然資源、賃借物件等の金額×一定率）により算定

■適格事業資産投資額（Qualified Business Asset Investment）（米国）

- 内国法人の超過所得　適格所得のうち、「適格事業資産投資額」の10％を超過する部分。適格事業資産（QBAI)とは、営業または事業で用いられる有形減価償却資産の合計額。なお、適格所得全体のうち外国で稼得された部分がFDIIの対象となる・

# （参考）GILTI、FDII、BEATの対象法人数と割合 (2018)

■TCJA・国際課税措置適用普通法人数（資産階級別）

| 資産階級 | 全体 | GILTI | FDII | BEAT | 多国籍企業数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5千万ドル未満 | 6,399,370 | 3,030 | 3,271 | 130 | 18,706 |
| 5千万～9.99億ドル | 35,439 | 2,110 | 1,863 | 147 | 5,877 |
| 10億ドル以上 | 7,325 | 1,185 | 1,064 | 202 | 2,340 |
| 合計 | 6,422,134 | 6,325 | 6,198 | 479 | 26,293 |

■試算　GILTI、FDII　適用法人数の割合。

| | 各資産階級法人に対する割合 | 5千万ドル未満 | 5千万～9.99億ドル | 10億ドル以上 | 全体 |
|---|---|---|---|---|---|
| GILTI | ①多国籍企業に対する割合 | 16% | 36% | 51% | 24% |
| | ②適用法人に対する割合 | 48% | 33% | 19% | 100% |
| FDII | ①多国籍企業に対する割合 | 17% | 32% | 45% | 24% |
| | ②適用法人に対する割合 | 53% | 30% | 17% | 100% |

（注）この表から多国籍企業について次のことが分かる。大規模法人の半分がGILTI合算課税の適用を受ける一方FDIIの適用を受けている。FDIIの適用を受けている法人の半分以上が小規模法人である。

（出所）Joint Committee on Taxation 「US International Tax Policy: Overview and Analysis」2021年3月19日　表２より作成。「多国籍企業」は、非米国事業体を保有する法人の数。「全体」には海外展開していない法人数が含まれる。

# 用語（主なもの）

- IF: Inclusive Framework 「包摂的枠組み」139か国が参加
- IIR：Income Inclusion Rule☹ピラー２）「所得合算ルール」（実質的な内容は「外国被支配子会社の高利益率の所得の連結課税」とでもいうべきものに思える）。
- UTPR：Under Tax Payment Rule☹ピラー１）「軽課税支払いルール」
- DST: Digital Service Tax: 英・仏等欧州主要国をはじめ、40あまりの国・地域が導入済・検討中の措置。課税標準はグロスの売上。
- GILTI：Current Year Inclusion of Global Intangible Low-Taxed Income by US Shareholders 米国TCJA（トランプ税制改革）で導入
- FDII：Deduction for Foreign Derived Intangible Income and Global Intangible Low-Taxed Income 米国TCJA（トランプ税制改革）で導入
- DEMPE　無形資産の価値の移転価格（課税）上の評価にあたり，2017年移転価格改定ガイドラインは、無形資産の開発（Development）、改良（Enhancement）、維持（Maintenance）、保護（Protection）及び活用（Exploitation）を参照することによるアプローチを導入した
- TCJA：Tax Cuts and Jobs Act of 2017　いわゆるトランプ(共）税制改正
- CFC税制：外国子会社合算税制（日）TH税制とも呼ぶ。Subpart F（米）。わが国の外国子会社合算税制は以下のように説明されている。「外国子会社を利用した租税回避を防止するために、一定の条件に該当する外国子会社の留保所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本において課税する制度」植松利夫編著「図説日本の税制平成元年度版」266頁

# 参考文献(主なもの)


- 岡直樹(2020)「トランプvsバイデンと税制改革　その 2 企業課税・国際課税：ふたつの“メイドインアメリカ”税制」https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3597
- 岡直樹(2020)　「トランプ vs バイデンと税制改革（その1）個人課税：格差・分配」https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3555
- 岡直樹(2020)「タックスヘイブンとの闘いと国際租税法」財務省フィナンシャルレビュー https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r143/r143_08.pdf
- 陣田直也(2020)　「租税競争への対抗と第 2 の柱（Pillar Two）」財務省フィナンシャルレビュー https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r143/r143_05.pdf
- 宇多村哲也・今岡 植(2020)「経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応：青写真（Blueprint）の公表」
- https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202012/202012d.html
- 田近 栄治, 布袋 正樹, 柴田 啓子 「税制と海外子会社の利益送金」本社資金需要からみた「2009 年度改正」の分析 https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/bun/bun188/bun188d.pdf
- 伊藤公哉（2015）『国際租税法における定式所得配賦法の研究』中央経済社
- 伊藤公哉（2019）『アメリカ連邦税法』（第 7 版）中央経済社
- Avi-Yonah, Reuven S. （2004） “ International Tax as International Law” University of Michigan Law School Year 2004
- Tørsløv, Thomas R., Wier, Ludvig S. , and Zucman, Gabriel （2020） “The Missing Profits of Nations” January 15, 2020
- 今村隆（2019）「Avi-Yonah 教授の『国際法としての国際課税』を読んで」『法務研究』日本大学法科大学院　第 16 号 115 頁
- 小松芳明（1994）『国際取引と課税問題』信山社
- 志賀櫻（2011）『詳解 国際租税法の理論と実務』民事法研究会
- ズックマン，ガブリエル（2015）「失われた国家の富 タックス・ヘイブンの経済学」NTT出版
- 中里実（2015）「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」『ジュリスト』2015 年 8 月号 25 頁
- 森信茂樹（2019）『デジタル経済と税』日本経済新聞出版